

日本語を母語としない子どもたちとともに

JSL 日本語指導教育研究会通信

JSL (=Japanese as a second language)

平成30年10月 第5号

発行者 会長 熊本 修治

日本語指導教育研究会 事務局

第5回 研修会

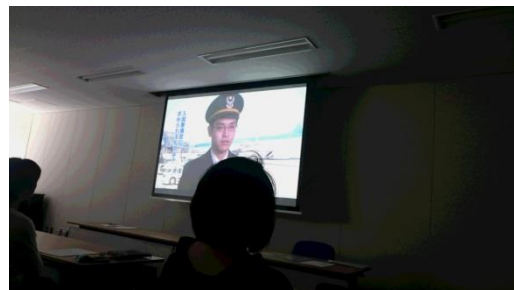
福岡入国管理局訪問

福岡入国管理局を訪問し、総務課 高村充弘様よりお話を伺いました。

最初に入国管理局の仕事に関するDVDを見せていただきました。

いただいた資料によると、日本に在留する外国人は、平成28年には、約240万人となり、総人口の1.83%を占めるに至っています。グローバル化する現代社会においては、人・ものの動きは世界規模に広がりを見せています。

入管では、国境を越える人々のスムーズな移動のために入国審査を行うわけですが、ルールを適正に適応していくとともに、個人の人権にも配慮して、様々な特例措置もとられていることが分かりました。



また、外国人が日本で生活するためには、何らかの在留資格が必要となりますが、「外交」「公用」などのほか、「教育」「留学」「日本人の配偶者等」28の多様な在留資格があるとのこと。私たちが指導している子どもたちは、大部分「家族滞在」ビザでの入国だと思いますが、保護者の在留資格についても確認しておくことが、児童生徒の生活背景を知る上で大切ではないかと思われま

す。さらに、入管の方が一番危惧されていたのは、不法在留ならびに不法就労の問題だというお話でした。保護者が強制退去措置になると、子どもも日本で生活・学習を続けることができなくなります。そういう意味でも、私たちが児童生徒の生活基盤としても在留資格等に関する知識をもっておくことは、大変重要であり、今回の研修は大変意義深いものであったと思います。



子どもたちの生活に大きな影響をもっている保護者のビザについて知る機会を得たことは、とても有意義な研修だった。ビザの種類が多岐にわたっていることに驚いた。

不法就労への対応など課題も多いと感じた。

在留資格も多岐にわたっているので、これからますます複雑化していく審査に携わる管理局の方々は大変だなと思いました。入国管理業務も「ケースバイケース」での対応が求められると伺い、まさしく私たちの日本語指導の現状と同じキーワードだと感じました。

